

平成29年度 通常総会

議 案 書

と き 平成29年4月26日（水） 午後7時

ところ 木更津商工会館 3階研修室

きさらづスポーツコミッション

事務局 木更津市中央1丁目1番6号

電 話 0438 - 25 - 1377（木更津市観光協会内）

通常総会 会議次第

平成 29 年 4 月 26 日 (水)
受付開始 午後 6 時 30 分
開 会 午後 7 時 00 分
司 会 阿部厚司事務局長

- 1 開 会 浅野文夫 副理事長
- 2 理事長挨拶 篠田清隆 理事長
- 3 来賓挨拶
- 4 来賓紹介
- 5 議長選出
- 6 定足数報告 鶴岡慎一郎 事務局担当理事
- 7 議事録署名人の選出
- 8 議 事

第 1 号議案 平成 2 8 年度事業報告 承認の件

第 2 号議案 平成 2 8 年度収支決算 承認の件
監査報告

第 3 号議案 規約の変更 承認の件

第 4 号議案 平成 2 9 年度事業計画 (案) 承認の件

第 5 号議案 平成 2 9 年度収支予算 (案) 承認の件

第 6 号議案 平成 2 9 年度役員補充・退任 承認の件

- 9 その他
事務局長の選任について (報告)

- 10 閉 会 平野卓義 副理事長

平成28年度事業報告承認の件

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

月日	行事の種類	行事内容	参加人数	実施場所
4月20日	4月 定例理事会	木更津リレーマラソン大会について	13名	木更津市市民活動支援センター
5月18日	5月 定例理事会	定例総会 議案承認の件	14名	木更津市市民活動支援センター
		木更津トライアスロンセミナー承認の件		
5月21日	第1回 定例総会	H28年度 事業計画・予算(案)承認の件	30名	木更津商工会館
6月4日	鋸南ヒルズマラソン(協力)	受付廻り運営の協力	4名	鋸南町
6月12日	木更津トライアスロン対策セミナー①	第1回 座学・準備について等(講師 青山剛)	24名	木更津市民福祉会館
6月12日	体幹ランニングセミナー	体幹を利用したランニング(講師 青山剛)	50名	木更津市民福祉会館
6月15日	6月 定例理事会	木更津ブルーベリーランについて	12名	木更津市市民活動支援センター
6月26日	富里スイカマラソン(視察)	10km ファンランイベントの参加・視察	2名	富里市
7月3日	木更津トライアスロン対策セミナー②	第2回 自転車についての基礎セミナー	22名	矢那川ダム公園
7月20日	7月 定例理事会	木更津ブルーベリーラン承認の件	11名	木更津市市民活動支援センター
8月7日	木更津トライアスロン対策セミナー③	第3回 海スイム前のプールの基礎	24名	TOPSIDE アウルスイミング
8月17日	8月 定例理事会	木更津ブルーベリーラン準備	10名	木更津市市民活動支援センター
		木更津トライアスロン大会協力について		
8月21日	木更津トライアスロン対策セミナー④	第4回 海スイムでの安全・基礎	31名	鋸南町保田海岸・
8月28日	木更津トライアスロン大会(協力)	ランコース給水所 運営	15名	陸上自衛隊木更津駐屯地
		青山特別コーチ レース解説DJ担当		
9月21日	9月 定例理事会	木更津ブルーベリーラン準備	12名	木更津市市民活動支援センター
9月24日	矢那川ダム草刈り作業・清掃活動	リレーマラソン会場の準備清掃作業	20名	矢那川ダム公園
10月8日	木更津ブルーベリーラン	周回3km×14週のリレーマラソン大会	388名	矢那川ダム公園 周辺
10月19日	10月 定例理事会	木更津ハーフマラソンについて	12名	木更津市市民活動支援センター
		ちばアクアラインマラソン協力について		
10月23日	ちばアクアラインマラソン大会(協力)	給水・給食所 運営協力	10名	コース沿道(木更津市太田近辺)
11月16日	11月 定例理事会	木更津ハーフマラソンについて	11名	木更津市市民活動支援センター
		KSC忘年会について		
12月21日	12月 定例理事会	木更津ハーフマラソンについて	10名	木更津市市民活動支援センター
1月1日	木更津市元旦マラソン			矢那川ダム公園 周辺
1月18日	1月 定例理事会	木更津ハーフマラソンについて	9名	木更津市市民活動支援センター
2月15日	2月 定例理事会	木更津ハーフマラソンについて	10名	木更津市市民活動支援センター
		ウォーキングセミナーについて		
		銚子犬吠埼エンデューロ大会参加について		
3月6日	印西ハーフマラソン(視察)	印西市市政20周年印西スマイルマラソン視察	1名	印西市
3月15日	3月 定例理事会	木更津オーガニックシティマラソンについて	8名	木更津市市民活動支援センター
		H28年度事業報告・決算について		
		ウォーキングセミナーについて		
		鋸南頼朝さくらリレーマラソン参加について		
3月18日	協働のまちづくり活動支援金交付事業選考会	木更津市の交付事業選考会にて活動のプレゼン	2名	木更津市市民活動支援センター
3月25日	臨時理事会	木更津オーガニックシティマラソンについて	7名	木更津市市民活動支援センター

平成28年度収支決算

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

収入の部

(単位：円)

科目	平成28年度 予算額	平成28年度 決算額	公益事業	収益事業	全体会計	増減	備考
年会費収入	3,000,000	2,120,000	336,696		1,783,304	-880,000	97名×10,000 23社×50,000
負担金	1,740,000	1,734,000	1,734,000	0	0	-6,000	
講習研修負担金	240,000	248,000	248,000			8,000	ランニングセミナー 78,000 トライアスロンセミナー170,000
大会負担金	1,500,000	1,486,000	1,486,000			-14,000	リレーマラソン
雑収入	1,000	2,010			2,010	1,010	預金利息他
繰越金	46,000	46,000			46,000	0	
合計	4,787,000	3,902,010	2,070,696	0	1,831,314	-884,990	

支出の部

科目	平成28年度 予算額	平成28年度 決算額	公益事業	収益事業	全体会計	増減	備考
事業費	2,650,000	1,570,696	1,570,696	0	0	-1,079,304	
講習研修費	300,000	228,900	228,900			-71,100	ランニングセミナー 10,900 トライアスロンセミナー 218,000
イベント費	2,000,000	1,031,836	1,031,836			-968,164	リレーマラソン 1,333,396 アグアラインマラソン ホランティア 8,400
広告費	350,000	309,960	309,960			-40,040	HP、FB 110,160 ちらし 199,800
報酬	1,340,000	500,000	500,000	0	0	-840,000	
役員報酬	840,000	0			0	-840,000	
顧問報酬	500,000	500,000	500,000			0	青山 剛 氏
事務費	670,000	578,014	0	0	578,014	-91,986	
旅費	10,000	3,000			3,000	-7,000	出張旅費等
費用弁償	10,000	0				-10,000	
通信運搬費	50,000	62,917			62,917	12,917	郵送料等
印刷製本費	50,000	131,880			131,880	81,880	コピー代等
会議費	100,000	1,960			1,960	-98,040	総会 理事会
物品費	200,000	100,810			100,810	-99,190	会員証、消耗品、備品
委託費	240,000	236,347			236,347	-3,653	サーバー、ドメイン 41,947 HP作成管理 194,400
負担金	10,000	15,000			15,000	5,000	日本スポーツコミッション 会費他
広告費	0	26,100			26,100	26,100	PRランナー費用
予備費	127,000	0				-127,000	
正味財産増減額	0	1,253,300			1,253,300	1,253,300	
合計	4,787,000	3,902,010	2,070,696	0	1,831,314	-884,990	


監 査 報 告 書



私たち監事は、平成28年4月1日より平成29年3月31日までの事業年度における、本会の事業及び会計・財産の状況について監査いたしましたので報告いたします。

1. 事業報告は本会の規約に従い、本会の状況を正しく示していると認めます。
2. 収支決算書及び附属明細書類、並びに財産目録は、本会の財産並びに損益の状況を適正に示していると認めます。

平成29年3月31日

監事 平井秀幸 

監事 早坂章 

第3号議案

規約の変更 承認の件

規約（現行）

第3章 会員

（会費）

第7条 会員は、会費を納入しなければならない。

2 個人会員 一人につき1年間 1万円

3 法人会員 一法人につき1年間 5万円

↓

規約（改正案）

第3章 会員

（会費）

第7条 会員は、会費を納入しなければならない。

2 個人会員 一人につき1年間 1万円

3 法人会員 一法人につき1年間 3万円

第4号議案

平成29年度事業計画（案）承認の件

（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

1. スポーツイベント等の企画・準備

- ・ 木更津市政75周年事業 木更津ブルーベリーラン大会（仮称）開催 10月22日予定
- ・ 木更津市政75周年事業 スポーツシンポジウム（仮称）開催
- ・ 木更津ハーフマラソン大会開催準備

2. スポーツセミナーの企画・開催

- ・ ウォーキングセミナー 開催 4月9日 開催
- ・ 木更津トライアスロン大会 対策セミナー（仮称）開催 7月29日・8月5日予定
- ・ 他 随時セミナー 開催

3. 木更津トライアスロン大会の運営協力

- ・ ボランティア協力等

4. 多団体との交流

- ・ きよなん頼朝桜リレーマラソン 会員チーム参加 4月15日 開催
- ・ 銚子犬吠埼エンデューロ大会 会員チーム参加 6月4日 開催

平成29年度収支予算(案)

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

収入の部

(単位:円)

科目	平成28年度 予算額	平成29年度 予算額	公益事業	収益事業	全体会計	増減	備考
年会費収入	3,000,000	1,770,000	11,700	0	1,758,300	-1,230,000	108名×10,000 23社×30,000
負担金	1,740,000	3,200,000	3,200,000	0	0	1,460,000	
講習研修負担金	240,000	200,000	200,000			-40,000	ランニングセミナー 50,000 トライアスロンセミナー150,000
大会負担金	1,500,000	3,000,000	3,000,000			1,500,000	ランイベント 3,000,000
補助金収入	0	4,500,000	4,500,000	0	0	4,500,000	
木更津市等		4,500,000	4,500,000			4,500,000	
雑収入	1,000	1,000			1,000	0	預金利息他
繰越金	46,000	1,253,300	1,253,300		0	1,207,300	
合計	4,787,000	10,724,300	8,965,000	0	1,759,300	5,937,300	

支出の部

科目	平成28年度 予算額	平成29年度 予算額	公益事業	収益事業	全体会計	増減	備考
事業費	2,650,000	8,465,000	8,465,000	0	0	5,815,000	
講習研修費	300,000	215,000	215,000			-85,000	ランニングセミナー 15,000 トライアスロンセミナー200,000
イベント費	2,000,000	8,100,000	8,100,000			6,100,000	ランイベント 8,000,000 その他 100,000
広告費	350,000	150,000	150,000			-200,000	HP、FB 150,000
報酬	1,340,000	1,700,000	500,000	0	1,200,000	360,000	
役員報酬	840,000	1,200,000			1,200,000	360,000	
顧問報酬	500,000	500,000	500,000			0	
事務費	670,000	440,000	0	0	440,000	-230,000	
旅費	10,000	10,000			10,000	0	出張旅費等
費用弁償	10,000	20,000			20,000	10,000	
通信運搬費	50,000	60,000			60,000	10,000	郵送料等
印刷製本費	50,000	80,000			80,000	30,000	コピー代等
会議費	100,000	50,000			50,000	-50,000	総会 理事会
物品費	200,000	100,000			100,000	-100,000	会員証、消耗品、備品
委託費	240,000	100,000			100,000	-140,000	サーバー、ドメイン 50,000 HP管理委託 50,000
負担金	10,000	20,000			20,000	10,000	各種寄付等負担金
予備費	127,000	119,300			119,300	-7,700	
合計	4,787,000	10,724,300	8,965,000	0	1,759,300	5,937,300	

平成29年度役員の補充・退任承認の件

きさらづスポーツコミッション規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本組織は、きさらづスポーツコミッション（英文名称：Kisarazu Sports Commission、以下「コミッション」という。）と称する。

(事務局)

第2条 コミッションの事務局は、千葉県木更津市中央一丁目1番6号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 木更津市のスポーツ資源や特徴ある観光資源及び地域の資源を活用し、スポーツに関する大会・会合といったスポーツイベント（以下「スポーツイベント等」という。）の開催支援、誘致等を一元的に行うことにより、本市のさらなるスポーツの振興を図り、もって、健康の増進、交流人口の増加、経済及び観光並びに地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 コミッションは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツイベント等の開催及び支援に関すること。
- (2) スポーツイベント等の誘致に関すること。
- (3) その他コミッションの目的達成のために必要な事業に関すること。

第3章 会員

(種別)

第5条 コミッションの会員は、次の2種とする。

- (1) 個人会員 コミッションの目的に賛同して入会した個人
- (2) 法人会員 コミッションの目的に賛同して入会した団体

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。ただし、次の各号の一に該当する者は除く。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員
 - (3) 年齢18歳未満の者
- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体の代表者にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、会費を納入しなければならない。

- (1) 個人会員 一口につき1年間1万円
- (2) 法人会員 一口につき1年間5万円

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 第6条第1項各号に該当することが明らかになったとき。
- (5) 理事長が特に認める場合

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(抛出金品の不返還)

第10条 既納の会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第11条 このコミッションに次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上20人以内
- (2) 監事 2人

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 理事のうち、1人を理事長、3人を副理事長とする。

(選任等)

第12条 理事長は、理事の互選によって選任し、副理事長は、理事長が指名する。

2 監事は、理事又はコミッションの事務局職員を兼ねることができない。

(職務)

第13条 理事長は、コミッションを代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、コミッションの業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) コミッションの財産の状況を監査すること。
- (3) 理事の業務執行の状況又はこのコミッションの業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、理事長に意

見を述べ、理事会の招集を請求すること及びこれを総会に報告すること。

(任期等)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第15条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会で別に定める。

第5章 相談役、顧問、参与

(委嘱)

第16条 コミッションの事業等の必要に応じ、学識経験者などを、以下の基準により相談役、顧問、参与（以下「相談役等」という。）に委嘱する。

(1) 相談役は、コミッションの事業遂行について、理事長の求めに応じ意見を述べることができる者

(2) 顧問は、理事長のスポーツに関する特命事項を行うことのできる者

(3) 参与は、コミッションの運営について、理事長の求めに応じ意見を述べることができる者

(任免)

第17条 相談役等の任免は、理事会の議決によるものとする。

(任期)

第18条 相談役等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(非常勤の原則)

第19条 相談役等は、非常勤を原則とする。

(報酬等)

第20条 相談役等のうち顧問は、報酬又は報償を受けることができる。

2 顧問には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 総会

(種別)

第21条 コミッションの総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び予算
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 理事の選任又は解任
- (6) 会費の金額
- (7) 資産管理の方法
- (8) 義務の負担及び権利の放棄
- (9) 残余財産の帰属
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第25条 総会は、理事長が招集する。

(議長)

第26条 総会の議長は、理事長が行う。

2 理事長が選任されるまでの仮議長は、会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、前条の適用については、総会に出席したものとみなす。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び予算の軽微な変更

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

第33条 理事会は理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長行う。

(議決)

第35条 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

2 前項の規定により表決した理事は、第33条の適用については、理事会に出席したものとみなす。

第8章 経費

(経費)

第37条 コミッションの経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 会員の会費
- (2) 寄附その他の収入

第9章 会計

(事業年度・会計年度)

第38条 コミッションの事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10章 事務局職員

(事務局職員)

第39条 コミッションの事務を処理するため、事務局に事務局長及びその他の職員を置く。

- 2 事務局職員に報酬及び費用弁償を支払う。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第11章 補則

(委任)

第40条 この規約に定めるもののほかコミッションの運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成28年2月13日から施行する。ただし、第7条第2号の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 コミッションの設立当初の理事の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、このコミッションが設立した日から平成28年3月31日までとする。
- 3 コミッションの設立当初の事業年度及び予算は、第38条の規定にかかわらず、コミッションが設立した日から平成28年3月31日までとする。
- 4 コミッションの設立当初の会費は、第7条第1号の規定にかかわらず、個人会員の会費は、一口一千円とする。

平成 29 年度 役員の補充・退任 承認の件

きさらづスポーツコミッション役員名簿（案）

役 職	氏 名	新役職（案）	備 考
参 与	高橋 浩		
参 与	森 岳		
参 与	渡辺 芳邦		
参 与	高澤 茂夫		
相談役	鈴木 克己		
相談役	平井 秀幸		
相談役	池田 庸		
相談役	野口 義信		
顧 問	青山 剛		
理事長	篠田 清隆		
副理事長	浅野 文夫		
副理事長	萩原 秀彦		
副理事長	平野 卓義		
理 事	阿部 厚司	※事務局長 退任 → 理事	
理 事	石村比呂美		
理 事	岡元 誠		
理 事	茅木 孝		
理 事	北村 伸哉		
理 事	齋藤 和久		
理 事	志保沢博央		
理 事	鶴岡慎一郎		
理 事	鴫田 隆一	※きさらづスポーツコミッション 退会	
理 事	伴田 理恵		
理 事	横田 澄枝		
理 事	吉元 厚		
監 事	早坂 章		
監 事	平井 秀幸		
会 計	林 崇則	※新任	